

松阪市医療機関等への物価高騰対策支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

- ・「申請書」最下部の誓約事項（3ヶ所）をチェックしたか。
- ・記載項目（黄色セル）の記入もれはないか。

（宛先）松阪市長
標記について、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ										
	名 称										
	所 在 地	(郵便番号 -)									
	代表者の職・氏名	職 名				氏 名					

「申請者」欄の記入について
【法人開設の医療機関等の場合】
「名称」法人名
「所在地」法人の事務所の所在地
「代表者の職・氏名」理事長等の職名、氏名

【個人開設の医療機関等の場合】
「名称」医療機関名等（病院、診療所名等）
「所在地」医療機関等の所在地
「代表者の職・氏名」開設者（管理者、院長等）の職名、氏名

施設の名称・所在地等	フリガナ											
	医療機関・薬局等の名称											
	医療機関・薬局等の所在地	(郵便番号 -)										
	医療機関番号											※助産所、施術所及び歯科技工所は記入不要です。
	連 絡 先	電話番号										
E-mail												

担当者	申請に関する連絡先	電話番号				E-mail			
	申請に関する担当者	職 名				氏 名			

申 請 内 容
【病院（200床未満）、（200床以上300床未満）、（300床以上）及び有床診療所（医科・歯科）】

許可 病床数：	病床	※1又は2の区分に該当がある場合は、令和7年4月1日時点の許可病床数を記載してください。									
区 分		該当する区分に○を してください。		申 請 額							
1	【病院(200床以上300床未満及び300床以上) 電気・ガス・ガソリン代相当分			円							
2	【病院(200床未満)及び5床以上の有床診療所】 電気・ガス代相当分			円							
3	（4床以下の有床診療所） 電気・ガス代相当分			円							
4	ガソリン代相当分（※1）（※2）			円							
合 計				円							

【無床診療所（医科・歯科）、薬局】

区 分		該当する区分に○を してください。		申 請 額							
1	電気・ガス代相当分			円							
2	ガソリン代相当分（※1）（※2）			円							
合 計				円							

【助産所、施術所、歯科技工所】

区 分		該当する区分に○を してください。		申 請 額							
1	助産所（電気・ガス代相当分）			円							
2	施術所（電気・ガス代相当分）			円							
3	歯科技工所（電気・ガス代相当分）			円							
合 計				円							

※1 病院及び診療所（医科・歯科）、薬局については、令和7年4月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」「支援診」、「在医総管」「歯援診」、または「在調」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。

※2 ガソリン代相当分は事業所において車両の燃料費を負担している場合に限り。

誓約事項（※下記の内容を確認し、□にシ（チェック）をしてください。）

- ☐ 報告内容に虚偽の事実が判明した場合は、補助金の一部又は全額を返還します。
- ☐ 令和7年9月30日まで事業を継続します。
- ☐ 事業所において車両の燃料費を負担しています。

- 1 電気・ガス・ガソリン代相当分
該当する場合(200床以上300床未満)は、2,000,000円【許可病床数については、令和7年4月1日時点】
該当する場合(300床以上)は、3,000,000円【許可病床数については、令和7年4月1日時点】
- 2 電気・ガス・ガソリン代相当分
該当する場合は、9,200円×許可病床数【許可病床数については、令和7年4月1日時点】
- 3 電気・ガス代相当分
4床以下の有床診療所は、36,800円【許可病床数については、令和7年4月1日時点】
- 4 ガソリン代相当分
該当する場合は、 2,950円
【令和7年4月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」または「在薬総」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。
事業所において車両の燃料費を負担している場合に限り。

- 1 電気・ガス代相当分
該当する場合は、32,925円
- 2 ガソリン代相当分
該当する場合は、 2,950円
【令和7年4月1日時点で東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」「歯援診」、または「在薬総」のいずれかの届出が受理されている施設が対象となります。
事業所において車両の燃料費を負担している場合に限り。

- 1 助産所（電気・ガス代相当分）：該当する場合は、20,600円
- 2 施術所（電気・ガス代相当分）：該当する場合は、10,300円
【令和7年4月1日時点で、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第9条の2第1項又は第9条の3及び柔道整復師法第19条第1項により届出のあるもので、令和7年4月1日時点において、療養費の受領委任取扱いの登録（承諾）を受けている施術所とする。
同一施設であん摩マッサージ指圧、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法の両方の届出を行っている場合は、いずれか一方のみを対象とします。
- 3 歯科技工所（電気・ガス代相当分）：該当する場合は、10,300円
【令和7年4月1日時点で歯科技工所開設届が受理されている施設が対象となります。】

該当箇所にチェックをお願いします。（チェックが無い場合は交付できません。）
※1 1段目・2段目：申請されるすべての方のチェックをお願いします。
※3 3段目：病院（200床未満、200床以上300床未満、300床以上）及び有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）、薬局で、ガソリン代相当分について申請される場合はチェックをお願いします。【助産所、施術所、歯科技工所については、チェックの必要はありません。】